

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	原告	被告	争点	審判年度	審判部	審判官	審判所	事件番号	提起年月日	判決年月日	結果	執行年月日	執行所	執行年月日	執行所	執行年月日	執行所	結果
東京	法人税	国(新宿税務署長)	債権	処分行政庁が独立企業間価格の算定方法として残余利益分割法を適用したことは適法か否か。	19/3～23/3	3	田畑訟務官 今西主査	東京地方51	H30.9.25	R7.6.10	一部敗訴	東京高等	R7.6.23	国側					
名古屋	法人税	国(沼津税務署長)	債権	本件賃貸料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12～28/12	1	村田訟務官 水野主査	静岡地方2	R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R5.10.4	相手側	R7.5.29	全部敗訴			
東京	所得税	国(杉並税務署長)	債権	・相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 ・相手側は債務免除を受けたか否か。 ・相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 ・債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	原木訟務官 井原専門官	東京地方51	R1.12.4	R6.3.14	一部敗訴	東京高等16	R5.3.28	双方	R6.1.25	全部敗訴	最高三小	R6.2.7	国側
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	債権	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外匯通貨による有価証券の購入から生じた利益損失は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の利益損失を所得として申告しなかったことにつき、適用法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。	26.27	2	権原訟務官 秋山主査	東京地方3	R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20	R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	最高三小	R5.6.16	相手側
関信	消費税	国(相生税務署長)	債権	原告の行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3～31/3	3	三田村主任訟務官 角本総括 土屋連課官	東京地方51	R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24	R5.6.6	相手側	R6.5.30	棄却	最高二小	R6.6.12	相手側
東京	法人税	国(神田税務署長)	債権	本件における各更正請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7～30/7	1	小崎訟務官 阿部実査官	東京地方51	R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7	R5.3.6	相手側					
東京	法人税	国(新宿税務署長)	債権	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3～26/3	3	田畑訟務官 和田実査官	東京地方51	R3.4.28										
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	債権	相手側が同日付で順位を付して行った二段階の合併(本件各合併)は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否か。	29/3	3	小崎訟務官 野本専門官	東京地方3	R3.4.30	R6.9.27	全部敗訴	東京高等12	R6.10.10	国側	R7.7.23	全部敗訴			
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	完全	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	矢上訟務官 三島実査官	熊本地方2	R3.6.2	R6.2.28	却下 棄却	福岡高等4	R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小	R6.10.18	相手側
福岡	所得税(譲渡)	国(八幡税務署長)	完全	①原告が過去に支出した借入金利子等の取得費該当性 ②原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟)	25	1	酒井訟務官 田中実査官	福岡地方1	R3.8.3	R6.5.15	一部敗訴	福岡高等1	R6.5.28	相手側	R6.12.12	棄却	最高三小	R7.1.6	相手側
大阪	所得税	国(西総務署長事務承継者北総務署長)	完全	外国子会社合算税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、合算課税されていない他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か)	25～29	2	権原訟務官 梅里実査官 木山実査官	大阪地方2	R3.8.3	R6.1.31	棄却	大阪高等3	R6.2.8	相手側	R7.1.31	棄却	最高一小	R7.2.13	相手側

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所	税目	原告	被告	訴訟年度	審理年度	審理月	審理日	審理結果	和解金額	和解日	和解場所	和解相手	和解金額	和解日	和解場所	和解相手	和解金額	和解日	和解場所	和解相手
福岡	所得税	国(久留米税務署長)	①事業所得の推計方法の合理性(推計事業)(消費税) ②調査終了の際の手段の違法性 ③決定処分は理由附記不備か否か	26~30	1	酒井松務官 金谷主査	福岡地方1	R3.8.19	R6.7.17	一部敗訴	福岡高等3	R6.7.26	相手側	R7.2.13	棄却	福岡高等3	R7.2.26	相手側		
名古屋	法人税	国(名古屋国税局長・国税庁長官事務承継者名古屋国税局長)	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。 (消費税)	27/3~30/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R3.8.31	R7.5.16	棄却										
金沢	国賠	国	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金5,500千円、仮執行宣言あり)	-	1	松田主任松務官 神下松務官 室瀬実査官	東京地方37	R3.9.28	R6.10.22	棄却	東京高等14	R6.11.9	相手側							
大阪	法人税	国(門真税務署長)	①国外関連者に対する株式の譲渡にいて、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か	28/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 村尾実査官 青野実査官	東京地方3	R3.9.27	R7.5.28	全部敗訴										
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して損金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含めるべきか、否か。	31/4	3	松田主任松務官 神下松務官 室瀬実査官	東京地方3	R3.10.21	R6.11.13	棄却	東京高等14	R6.11.26	相手側							
東京	消費税	国(麹町税務署長)	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。	28/10	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方51	R3.10.26	R6.9.8	棄却	東京高等16	R6.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小	R6.4.24	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 本件各金員は、課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3~30/3	3	廣瀬松務官 亀里実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.22												
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中税務署長)	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金銭が給与所得に該当するか否か	22/2~26/2	1	長内松務官 佐藤専門官 今野実査官	仙台地方3	R3.12.27	R7.3.5	却下棄却	仙台高等1	R7.3.16	相手側							
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 本件管理規約の改定及び本件変更の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	廣瀬松務官 亀里実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.28												
関信	相続税	国(松本税務署長)	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法 本件株式を評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められる特別な事情があるか。	25	2	鈴木松務官 長瀬専門官 佐藤実査官	東京地方38	R4.2.28	R7.1.17	全部敗訴	東京高等4	R7.1.30	国側	R7.8.19	全勝		R7.7.7	相手側		
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	①本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手段の適法性 (消費税)	27/6~1/12	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R4.4.22	R6.12.11	棄却	福岡高等1	R6.12.25	相手側	R7.7.17	棄却					
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正購買料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の発覚通知と矛盾して恒断的に反する違法なものか否か。 (消費税)	27~29	1	清家松務官 徳山総括主査 木山実査官	大阪地方2	R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1	R6.3.26	国側	R7.4.25	全勝	大阪高等1	R7.5.8	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	原告	被告	訴訟年度	判決年度	裁判所	事件番号	原告主張	被告主張	裁判所	判決年月日	相手側	判決内容	備考	判決年月日	相手側	判決内容	備考		
東京	法人税	国(南税務署長事務承継者麹町税務署長)	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3～24/3	3	相川松務官 荒木実査官	東京地方51	R4.5.27												
東京	所得税	国(緑松務署長事務承継者横浜南税務署長)	(1) ふるさと納税の返礼品に係る各経済的利益は、相手側の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるか否か。 (2) 本件における所得税等の各更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。	29、30	1	藤崎松務官 菊地実査官	横浜地方1	R4.5.31	R6.2.14	棄却	東京高等22	R6.2.22	相手側	R6.12.11	棄却	最高二小	R6.12.19	相手側	R7.5.23	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	26	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2	R4.6.3	R6.2.28	却下 棄却	福岡高等4	R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小	R6.10.18	相手側	R7.4.17	不受理
大阪	所得税	国(芦屋税務署長事務承継者南税務署長)	1 本件マイニング、本件リース及び本件レンタルに係る所得は、事業所得、雑所得のいずれに該当するか。 2 本件マイニングに係るマイニングマシンの購入に、措置法10条の5の3の適用はあるか否か。 3 本件各修正申告書の提出は、調査通知前に更正があるべきことを予知してされたものか否か。	28～30	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官	大阪地方2	R4.7.7	R6.10.30	棄却	大阪高等8	R6.11.13	相手側							
名古屋	所得税(源泉)	国	原告が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過誤納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円 仮執行宣言請求あり)	27/4～30/7	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R4.7.19	R6.12.5	棄却	名古屋高等4	R6.12.17	相手側							
名古屋	消費税	国(熱田税務署長)	本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	26/3～29/3	1	辻主任松務官 竹田連調官 吉金実査官	名古屋地方9	R4.7.19	R6.7.18	棄却	名古屋高等1	R6.7.29	相手側	R7.1.30	棄却	最高三小	R7.2.7	相手側		
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	本件株式の価額を、財産評価基本通達で定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。	26	2	村田松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方38	R4.8.2												
東京	相続税	国(藤沢税務署長)	(1) 代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2) 相続税法基本通達11の2-10の適用方法について	17	1	森田松務官 吉川実査官	東京地方2	R4.8.3	R6.5.23	棄却	東京高等7	R6.6.10	相手側	R6.11.28	棄却	最高一小	R6.12.16	相手側		
東京	所得税(源泉)	国(本所税務署長)	(1) 平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり訴外相手側元理事長名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から訴外相手側元理事長に対する給与に該当するか否か。 (2) 相手側に、国税通則法68条3項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったと認められるか否か。	29/11、30/11、30/12	2	小崎松務官 野本専門官	東京地方3	R4.8.17												
福岡	消費税	国(久留米税務署長)	本件消費税更正等各処分の適法性 ①消費税法施行規則5条の合意性及び適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資産の隠蔽(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分の前提となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か	元/6	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高等1	R6.6.19	相手側	R6.12.3	棄却	最高三小	R6.12.17	相手側	R7.7.9	不受理

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告	被告	訴訟内容	審判所	審判年月日	判決内容	控訴人	控訴年月日	控訴内容	控訴審	控訴年月日	控訴内容	上告人	上告年月日	結果								
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	原告の本案年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か(本人訴訟)	1	1	高橋松務官 井上実査官 根本実査官	東京地方38		R4.9.5	R5.8.1	棄却	東京高等8	R5.8.20	相手側	R6.11.28	棄却	最高三小		R6.12.7	相手側	R7.5.21	棄却
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	28	2	髙松松務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3		R4.9.13	R6.9.26	棄却	大阪高等14	R6.10.9	相手側	R7.4.17	棄却						
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	27~28	2	岡田松務官 牧瀬総括主査 鶴田実査官 西田実査官	大阪地方7		R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高等5	R7.5.1	相手側								
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか(消費税)	30/12	1	高山松務官 後藤実査官	札幌地方2		R4.9.15	R6.2.5	棄却	札幌高等2	R6.2.19	相手側	R6.11.8	棄却	最高三小		R6.11.22	相手側	R7.6.25	棄却
東京	所得税	国(麻布税務署長)	(1)多額の米国ドル預金を保有する相手側が、米国ドルの借入れを行って米国ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか否か。 (2)上記(1)の取引における米国ドルの取得時の円換算額は、総平均法に準ずる方法(国側主張)又は個別法(相手側主張)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。	29、30	1	藤崎松務官 森西主査	東京地方3		R4.9.16	R7.2.5	棄却	東京高等23	R7.2.18	相手側								
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	相手側が原告分当時に理事長を務めていた2つの学校法人が、平成28年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同日に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	29~1	2	佐藤松務官 佐藤実査官	東京地方38		R4.9.21													
明後	所得税	国(春日部税務署長)	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	29	2	深澤松務官 岡田専門官 富山実査官	東京地方51		R4.9.27	R7.6.3	棄却											
東京	相続税	国(杉並税務署長)	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「確定と認められるもの」に該当するか否か。	26	1	柏田松務官 武田専門官	東京地方2		R4.10.18	R6.11.28	棄却	東京高等23	R6.12.12	相手側	R7.7.16	棄却						
福岡	国賠	国	①税務署長が更正処分等を行うにあたり職務上の注意義務を尽くしていたか(違法性) ②取消訴訟を経ないでなされた国家賠償において本税額及び附帯税相当額は損害か(損害) ③税務調査により原告は精神的苦痛を被ったか(損害及び因果関係) (請求金額:4160千円、仮執行宣言あり)	—	1	酒井松務官 菊元実査官	福岡地方6		R4.10.27	R6.11.20	棄却	福岡高等1	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
名古屋	所得税(源泉)	国(千種税務署長)	原告は、本件源泉所得税等を徴収し納付すべき義務があるか否か。 原告が本件源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	29/10	1	辻主任松務官 竹田連判官 吉金実査官	名古屋地方9		R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.8	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小		R6.9.20	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

	争訟種別	原告側	被告側	争訟内容	審理年度	処分状況	相手方	事件番号	裁判所	判決日等	事件番号	裁判所	判決日等	事件番号	裁判所	判決日等	事件番号	裁判所	判決日等
大阪	法人税	国(東住吉 池事務局長)	係属 確定	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に該当するか否か (消費税)	28/3～ 31/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 菅野実査官	東京地方38	R4.12.28	R7.3.11	棄却	東京高等11	R7.3.24	相手側					
大阪	法人税	国(姫路税 務署長)	係属 算入	1 本件各仕入れに係る費用は、原告会社の損金に算入されるか否か 2 本件各仕入れに係る支出は、原告会社の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か (消費税)	31/3～ 2/10	1	清松務官	神戸地方2	R5.1.4	R6.3.14	却下 棄却	大阪高等12	R6.3.23	相手側	R6.12.13	棄却	最高一小	R6.12.21	相手側
福岡	相続税	国(久留米 執務署長)	未確定 特定	会社が保有する相続財産の株式に係る医療法人の持分の評価	30	1	酒井松務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.1.12	R6.11.13	棄却	福岡高等1	R6.11.28	相手側	R7.6.26	棄却			
大阪	法人税	国(下京税 務署長)	係属 確定	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件受託品事故損は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 3 本件組織再編成は、これを認容した場合、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるか否か (消費税)	28/3～ 31/3	3	清松務官 小磯松務官 一橋総括主査 村尾実査官 菅野実査官	大阪地方7	R5.1.21										
東京	法人税	国(麹町税 務署長)	係属 確定	(1) 相手側が取引実施があったと主張する電子部品等の仕入高等の金額は、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否か。 (2) 上記(1)の仕入高等に係る消費税額について、仕入税額控除の適用はあるか否か。 (3) 相手側に法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があるか否か。 (4) 相手側に通則法68条1項に規定する譲渡又は仮装に該当する事実があるか否か。 (消費税)	29/7～ 30/7	1	権原松務官 秋山主査	東京地方51	R5.1.30	R6.12.10	却下 棄却	東京高等2	R6.12.25	相手側	R7.7.3	棄却	最高裁	R7.7.15	相手側
東京	法人税	国(京橋税 務署長)	係属 確定	(1) 相手側が外注費として計上した本件各ギフト券の購入金額は、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否か。 (2) 相手側が経勘定元帳の仕入高勘定に計上した本件各仕入高について、仕入税額控除が適用されるか否か。 (消費税)	27/12～ 31/2	2	木下松務官 岡部実査官	東京地方2	R5.2.1										
東京	法人税	国(江東西 投務署長)	係属 確定	(1) 本件各設計工事が完了したことはそれ単体で「役務の提供」に当たり、その対価である本件各工事費は、平成31年3月期の法人税の所得の金額の計算上の基金の額に算入されるか否か。 (2) 国税通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるか否か。 (消費税)	31/3	3	平山主任松務官 赤城実査官	東京地方3	R5.2.7										
東京	法人税	国(豊島税 務署長)	完結 和解	(1) 換地処分に係る収益の額を法人税法上の益金とすることの是非。 (2) 本件処分は理由付記の不備の違法により取り消されべきか否か。 (3) 本件処分は信義誠実の原則に反するか否か。 (消費税)	29/5	1	茅野松務官 浅野実査官	東京地方38	R5.2.10	R6.10.29	棄却	東京高等8	R6.11.13	相手側	R7.4.24	棄却			
東京	所得税	国(米子税 務署長事務 承継者麻布 税務署長)	係属 確定	(1) カジノ(パチンコ等)で得た所得に係る一時所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき時期。 (2) カジノ(パチンコ等)で得た所得に係る一時所得の金額の計算上控除すべき支出の範囲(予想を外したゲームで稼いだチップの金額を総収入金額から控除することの可否。)	27～30	1	植村主任松務官 山代実査官	東京地方2	R5.2.15	R7.2.27	棄却	東京高等17	R7.3.11	相手側					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	国(庁)税務署長	備考	提出年月日	決定年月日	請求額	支払額	差額	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金	滞り金
東京	法人税	国(渋谷税務署長)	未確定 (1) 本件の配当を基準所得金額の計算上控除するには、措置法施行令所定の明細書を提出していないか否か。 (2) 措置法施行令所定の明細書を添付していなかったことにやむを得ない事情があるか否か。	30/12	1	茅野松務官 浅野実査官	東京地方38	R5.2.28	R7.5.16	却下棄却								
東京	法人税	国(芝税務署長)	係属 (1) 無形固定資産であるゲームアプリの減価償却費が措置法68条の9第1項に規定する試験研究費に該当するか。 (2) 措置法施行令38条の39第8項に規定する試験研究費の特例的な計算を行うことが認められるか。	30/3~ 2/3	3	高橋松務官 柳澤実査官	東京地方3	R5.3.1										
広島	法人税	国(広島西脱税署長)	完結 原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	28/4~ 2/4	2	足立松務官 赤代専門官 山口実査官 福本実査官	広島地方2	R5.3.8	R6.10.9	棄却	広島高等3	R6.10.22	相手側	R7.4.16	却下棄却			
福岡	法人税	国(八女税務署長)	係属 株式の購入に際して支払った情報提供料等は株式の取得価格に含まれるべきか	29/3~ 2/3	3	田中松務官 金谷主査	東京地方3	R5.3.15										
東京	所得税	国(麻布税務署長)	係属 (1) 相手側の破産手続開始の決定後に破産財団に属する株式についてなされた剰余金の配当は、所得税法9条1項10号に規定する「資産の譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (3) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当に係る所得について、確定申告及び納付の義務を負うか否か。 (請求金額:4,267,406千円。仮執行宣言あり)	2	1	原本松務官 井原専門官	東京地方2	R5.3.17	R6.3.7	棄却	東京高等22	R6.3.18	相手側	R6.12.4	棄却	最高三小	R6.12.12	R7.5.7 棄却
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	係属 ① 輸出取引該当性 ② 推計課税の適法性 ③ 重加算税賦課要件の充足性 ※ただし、訴状において原告は争点を明らかにしていない。 (消費税)	29/2/19 ~元/5	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R5.4.5										
熊本	相続税	国(大分税務署)	係属 本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買残代金請求件であるか。	30	1	矢上松務官 鈴木実査官 三島実査官	大分地方1	R5.4.12										
福岡	法人税	国(博多税務署長)	未確定 原告に振り込まれた金員は益金の額に算入すべきか	29/12	1	酒井松務官 松村実査官	福岡地方1	R5.4.18	R7.5.28	全額敗訴								
福岡	法人税	国(博多税務署長)	係属 太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R5.4.18										
埼玉	相続税	国(浦和税務署長)	完結 特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を誤って申告したことは更正の請求の事由となるか。	30	1	齋藤松務官 岡田専門官 竹倉実査官	東京地方2	R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高等8	R6.2.8	相手側	R7.4.16	棄却			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所		相手側		被告等		請求内容		請求額(円)		支払期日		裁判所		事件番号		原告年月日		判決年月日		結果		相手側年月日		判決年月日		相手側年月日		判決年月日	
国	相手側	被告等	請求内容	請求額(円)	支払期日	裁判所	事件番号	原告年月日	判決年月日	結果	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	相手側年月日	判決年月日	
福岡	相続税	国(香椎税務署長)	土地の評価について、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)の定めを適用して評価することが著しく不適当と認められる「特別な事情」があるか。	29	1	酒井訟務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等1	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却														
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	1 原告会社は、本件下宿営業の売上げを享受していたか否か。 2 金地金に係る商品先物取引の差金決済、金地金の仕入れに係る各支出額及び受渡決済手数料は、消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 3 還付消費税額は、その還付に係る消費税等の納税申告書が提出された日の属する令和元年12月期の法人税に係る益金の額に算入すべきか否か。 4 金地金に係る商品先物取引によって生じた損失等は、令和元年12月期の損金の額に算入されるか否か。 5 本件各更正処分等は、信義則に反して違反であるか否か。 (消費税)	29/12～ 元/12 2/3、2/6	1	清松務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R6.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	大阪高等3	R7.7.14	相手側											
札幌	法人税	国(岩見沢税務署長)	確定申告書に証明書が添付されていなくても措置法61条の2第1項の規定を適用することができるか否か。	1/12	1	松浦訟務官 堀専門官	札幌地方5	R5.7.26	R6.11.29	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	札幌高等2	R7.6.5	相手方											
大阪	法人税	国(南税務署長)	1 本件支出額は、原告から本件役員に対する給与等に該当するか否か 2 本件各処分に理由附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か (消費税、源泉所得税)	28/12～ 30/12	3	福田訟務官 川上実査官	大阪地方2	R5.7.26	R7.5.23	棄却																			
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額18,607千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4																					
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4																					
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,786千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側																
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側																
関信	消費税	国(相生税務署長)	同族会社である貸借人との間で、用途を居住用及び事業用を問わない旨定めている建物の貸付けが、消費税法別表第一第13号の「貸付に係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」に該当するか。	28/12	1	深澤訟務官 土屋専門官 小高実査官	東京地方38	R5.8.8	R7.1.24	棄却	東京高等8	R7.1.31	相手側																

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	相手方	訴訟内容	審判年度	審判回	審判官	裁判所	事件番号	審理開始日	判決日	上訴	上訴審	上訴日	判決日	結果
広島	法人税	国(倉敷税務署長)	原告が各事業年度に計上したが注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/4~ 2/4、 30/8~ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	東京地方38	R5.8.18							
大阪	消費税	国(姫路税務署長)	本件各課税仕入れに係る本件各支出額は、原告の消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 (本人訴訟)	2/2~ 2/4、2/7 ~8/2	1	清松務官 中子実査官	神戸地方2	R5.8.21	R6.12.5	却下 棄却	大阪高等6	R6.12.10	相手側	R7.7.29	棄却
高松	法人税	国(松山税務署長)	・本件各通知処分は、本件調査に係る調査手続の違法を理由に取り消されるべきか否か。 ・本件各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・本件各更正請求は、通則法23条1項1号の規定による「納付すべき税額が過大であるとき」に該当する事実があったか否か。	27/3~ 31/3	1	井上松務官 白石専門官	松山地方2	R5.8.23							
東京	法人税	国(八王子税務署長)	(1)原告に、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (2)原告に、国税通則法70条5項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	29/3~ 2/3	1	森主任松務官 津島実査官	東京地方2	R5.8.24							
名古屋	国賠	国	調査担当職員が行った調査及び当該調査結果の説明に国賠法上違法となる行為があったか否か。 (請求額:3,237,620円 仮執行宣言請求なし)	-	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方4	R5.9.7	R7.1.17	棄却	名古屋高等3	R7.2.3	相手側		
東京	法人税	国(京橋税務署長)	原告に国税通則法68条1項及び2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	28/12~ 30/12	1	大坪松務官 佐藤実査官	東京地方2	R5.9.11	R7.3.13	棄却					
東京	所得税	国(木更津税務署長)	本件各年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき貸金返還債務に係る遅延損害金支払債務の金額はいくらか。	28~1	1	佐藤松務官 米田実査官	東京地方2	R5.9.22							
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	原告のした更正の請求は、更正の請求をすることができる期間内にされたものに該当するか否か。 (本人訴訟)	29	1	梅垣松務官 久保実査官 梅里実査官	大阪地方2	R5.10.6	R6.4.17	棄却	大阪高等5	R6.4.23	相手側	R6.11.28	棄却 最高三小
福岡	所得税	国(小倉税務署長)	預金口座に入金された金員の所得の帰属 仮装隠蔽の事実の有無 偽りその他の不正の行為に当たるか否か 租分の理由付配の不備	20~26	2	田中松務官 金谷主査	福岡地方1	R5.10.2							
名古屋	相続税	国(浜松西税務署長)	本件相続税の課税価格に計上すべき原告貸付金債権の価額は幾らか 本件相続税の課税価格に計上すべき本件会社貸付金債権の価額は幾らか 原告は、本件各金額相当額を、本件被相続人からの贈与により取得したか否か (贈与税)	1・27~ 30	1	小畑松務官 加藤専門官	東京地方2	R5.8.31	R7.6.12	棄却					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県		税種	国・地方	税務署	訴訟年度	訴訟番号	相手方	裁判所	判決年月日	判決内容	上訴	上訴年月日	上訴内容	結果		
東京	法人税	国(新橋税務署長)	(1) 処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。 (2) 本件の更正処分に理由付記の不備による違法があるか否か。	27/3 30/3	3	相川松務官 羽島専門官	東京地方3	R5.12.27								
名古屋	国賠	国	調査担当者が行った説明に、国賠法上違法となる行為があったか否か (本人訴訟) (請求額:4,370,000円 仮執行宣言請求なし)		1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方一宮支部	R5.12.13	R7.9.13	棄却						
大阪	国賠	国	本件において、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か (本人訴訟) (請求額:10,000,000円 仮執行宣言請求なし)		1	岡田松務官 伊藤実査官 土黒実査官	神戸地方2	R6.1.15	R6.9.19	棄却	大阪高等14	R6.9.26	相手側 R7.2.27	棄却 最高一小 R7.3.4	相手側 R7.7.17	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	27	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方3	R5.10.6	R7.5.21	却下 棄却						
大阪	所得税	国(姫路税務署長)	1 旅館の売上げは、原告に帰属するか 2 金銭等の購入及び売却に係る取引から生ずる所得及び各差損益は、原告に帰属するか 3 海外先物取引雑所得は、措置法41の14第1項に規定する分離課税の雑所得に該当するか (消費税)	元~3 29/12、 30/12、 3/10、 11、12	1	友田松務官 徳山総括主査 木山実査官	東京地方51	R5.12.29	R7.5.27	却下 棄却						
仙台	所得税	国(大河原税務署長)	(1)無効確認訴訟における原告資格の有無 (2)不服申立前置(差置送達)の有効性 (3)貸倒損失否認の違法性の有無	28~30	2	加藤松務官 佐藤専門官 尾崎実査官	仙台地方2	R5.12.25	R7.1.20	却下	仙台高等1	R7.1.24	相手側 R7.8.5	棄却		
東京	消費税	国(東金税務署長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する重加算税賦課決定処分に理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	27~2	1	大坪松務官 大足専門官	東京地方3	R5.12.25								
東京	所得税	国(東金税務署長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する重加算税賦課決定処分に理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	28~2	1	大坪松務官 大足専門官	東京地方3	R5.12.25								
名古屋	相続税	国(岐阜南税務署長)	原告が納付した本件相続税の一部について国が保持することが不当利得に当たるか否か。 (本人訴訟) (請求額:657,550円 仮執行宣言請求あり)	4	1	小畑松務官 長谷川専門官 服部実査官	岐阜地方2	R6.1.29	R6.6.26	棄却	名古屋高等2	R6.7.8	相手側 R6.12.12	棄却 最高三小 R6.12.18	相手側 R7.6.11	棄却
関信	所得税	国(上尾税務署長)	本件業務から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するかの。 (本人訴訟)	28~2	1	宮地松務官 土屋専門官 山本実査官	さいたま地方4	R5.12.4	R6.12.11	却下 棄却	東京高等10	R6.12.23	相手側 R7.7.10	棄却 最高裁 R7.7.20	相手側	
仙台	消費税	国(白河税務署長)	(1) 債務不存在確認請求における確認の利益の有無 (2) 取締役原告の申告権限があったか否か (3) 本件申告は、原告に意思に基づいてなされたものか否か	28.7~ 1.7	1	長内松務官 佐藤専門官 今野実査官	福島地方1	R6.2.21								

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

争訟の概要		争訟の経過		争訟の結果		争訟の経過		争訟の結果		争訟の経過		争訟の結果		争訟の経過		争訟の結果	
争訟の種類	争訟の対象	争訟の相手方	争訟の事由	争訟の経緯	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果	争訟の経過	争訟の結果
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	原告は、本件各契約書に記載された各株式を譲渡したか否か。	29	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.6									
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	原処分に係る各通知書は、原告に対して適法に送達されたか否か。 本件調査の終了の際の手続きに、原処分を取り消すべき適法があるか否か。 本件競馬所得は一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。	29~3	1	立田松務官 竹田運調官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.21									
熊本	消費税	国(熊本西税務署長)	原告は、措置法86条の5に規定する「被災事業者」に該当するか。 処分の理由の提示に不備があるか。 通則法66条に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか。	1/10・ 2/10	1	井手松務官 堀川主査	熊本地方2	R6.11.29									
名古屋	消費税	国(熱田税務署長)	係本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	30/3~ 4/3	1	村田松務官 水野主査	名古屋地方9	R6.11.18									
福岡	贈与税	国(香椎税務署長)	1処分の理由付記の不備 2和解により土地に係る贈与の事実とはなかったものとして更正の請求は認められるか	23、24	1	酒井松務官 菊元実査官	福岡地方1	R6.12.13									
東京	消費税	国(新宿税務署長)	令和3年5月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。 (本人訴訟)	3/5	1	木下松務官 岡部実査官	東京地方3	R6.11.19									
東京	相続税	国(柏税務署長)	別訴判決が、国税通則法23条2項1号に規定する「その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するか否か。	24	1	出田主任松務官 神川実査官	東京地方51	R6.12.17									
東京	所得税(譲渡)	国(柏税務署長)	(1)別訴判決が、国税通則法23条2項1号に規定する「その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するか否か。 (2)別訴判決の確定により、譲渡人(原告の母)が有していた土地の売買代金支払請求権が、所得税法44条1項所定の「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」に該当するか否か。	23	1	出田主任松務官 神川実査官	東京地方38	R6.12.17									
高松	所得税(譲渡)	国(伊野税務署長)	(1)本件修正申告及び確定申告は、取消訴訟の対象となる処分その他公権力の行使に該当するか否か。 (2)本件加算税賦課決定処分は出訴期間を経過した処分に該当するか否か。 (本人訴訟)	5、13	1	大野松務官 多田実査官	高松地方	R6.11.27									

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	国(税務署長)	内容	期日	件数	担当者	備考	都道府県	税種	国(税務署長)	内容	期日	件数	担当者	備考
大阪	消費税	国(神戸税務署長)	1 本件各更正処分の変更通知書で指摘された譲渡のうち本件購入者に対するものが、消費税法8条1項に規定する免税譲渡に該当するか否か。 2 本件各更正処分の変更通知書で指摘された各仕入れは、消費税法30条7項に規定する帳簿等を保存しない場合として仕入税額控除が認められないこととなるか否か。	2/12~3/12	2	福田松務官 一橋給括主査 土黒実査官 中子実査官	大阪地方7	R7.1.23							
大阪	所得税	国(富田林税務署長)	原告ら4名が同族会社と締結した本件消費貸借を容認した場合に、原告らの所得税を不当に減少させる結果となると認められるか否か。	29~3	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 土山実査官 酒谷実査官	東京地方2	R6.11.11							
東京	所得税	国(板橋税務署長、渋谷税務署長)	(1) 本件各無利息貸付けは、所得税法157条1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。 (2) 相手側には、本件各無利息貸入れにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」が生じているか否か。 (3) 本件各更正処分の理由付記に不備があるか否か。 (4) 相手側は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か。 (5) 本件各納税告知処分の理由の提示に不備があるか否か。 (所得税(源泉))	29~1、29/7~1/12	2	森主任松務官 大坪松務官 大足専門官 津島実査官	東京地方3	R6.12.13							
東京	消費税	国(東京上野税務署長事務承継者本所税務署長)	(1) 相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側に国税通則法68条1項又は2項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。	30/5~30/9、1/8~2/4、2/6、2/7、2/9~2/11	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方38	R7.1.9							
東京	国賠	国	国は、原告に対し、相続税について、①土地の評価の誤りがあった及び②税務署職員による長年にわたる相続税の物納手続における非合理的補充があったとして、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。 (本人訴訟) (請求額:63,996,569円 仮執行宣言請求あり)	-	1	下田松務官 佐野実査官	横浜地方小田原支部	R6.12.16							
関信	相続税	国(相生税務署長)	(1)相続財産として申告した不動産は、原告固有の財産か。 (2)相続財産として申告した美術品の価額は過大か。 (本人訴訟)	28	2	金高松務官 長澤専門官 富山実査官	東京地方51	R6.12.12							
札幌	消費税	国(札幌東税務署長)	本件工事請負契約は、令和2年3月31日までに締結した契約であるか否か。	3/3	1	松浦松務官 堀専門官 後藤実査官	札幌地方1	R7.2.17							
熊本	所得税	国(熊本西署長)	推計課税の合理性	30~2	1	矢上松務官 鈴木実査官 三島実査官	熊本地方3	R6.5.30							
大阪	消費税	国(右京税務署長)	1 消費税の基準期間における仮装隠蔽行為が平成30年以降各課税期間の消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、「隠蔽又は仮装」に該当する事実があったか否か 2 審査請求後において、処分理由を差し替えて本件各再賦課決定処分をしたことに行政手続法14条1項違反があるか否か(所得税)	28~4	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官 毛利実査官	京都地方3	R7.2.10							
東京	所得税(譲渡)	国(品川税務署長事務承継者日本橋税務署長)	(1) 平成30年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。 (2) 令和2年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。	30、2	1	柏田松務官 里西実査官	東京地方38	R7.3.3							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	国(税務署長)	税務官	課税額	課税期間	課税対象	課税方法	課税時期	課税回数	課税内容	課税結果	課税状況	課税備考
東京	所得税	国(川崎南税務署長)	森西主査	30~3	1	藤崎松務官	東京地方2	R7.2.27					
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	本件払戻請求権は、本件相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるか否か。	28	1	辻主任松務官 竹田連嗣官 吉金美査官	名古屋地方9	R7.5.1					
高松	相続税	国(鳴門税務署長)	課税漏れとされた相続人名義の定期貯金は、被相続人に帰属する相続財産か否か。	2	1	井上松務官 白石専門官	徳島地方2	R7.4.8					
東京	贈与税	国(川崎南税務署長)	(1) 法定相続人から相続分の譲渡を受けて取得した財産について、贈与税が課されるか(国側)、相続税が課されるか(相手側)。 (2) 事実婚の相手側は、相続税法18条1項及び同法19条の2第1項に規定する「配偶者」に該当するか否か。(相続税)	2	1	森田松務官 吉川実査官	東京地方51	R7.4.30					
東京	消費税	国(品川税務署長)	本件課税期間について簡易課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	檀原松務官 秋山主査	東京地方3	R7.5.21					
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	31/3~5/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R7.5.15					
名古屋	法人税	国(伊勢税務署長)	本件訴えは適法な不服申立前置を経たといえるか否か。	29/3、31/3	1	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9	R7.3.31					
大阪	法人税	国(阿倍野税務署長)	1 本件各確定申告書を提出できなかったことについて、通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6、5/6	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 藤田美査官 川上実査官	東京地方2	R7.5.23					
関信	相続税	国(行田税務署長)	原告に、国税通則法88条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方2	R7.4.17					
関信	国賠	国	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額: 98,200円、仮執行宣言請求あり)	5	1	杉森松務官 長澤専門官 沢里実査官	東京地方42	R7.4.8					
東京	消費税	国(神田税務署長)	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	相川松務官 荒木実査官	東京地方51	R7.6.6					

		請求者		相手側		事件番号		経過		結果		備考	
都道府県	税種	国(地方自治体)	税務署長	税額	支払期日	支払日	支払金額	支払回数	支払方法	支払場所	支払時期	支払内容	支払理由
東京	法人税	国(四谷税務署長)	オランダに所在する相手側の外国関係会社は、租税特別措置法66条の6第2項2号(1)及び(2)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか。	2/12~4/12	3	堀田松務官 吉川奎吾官 御澤安奎官	東京地方38	R7.6.20					
関西	所得税	国(潮来税務署長)	推計の必要性・合理性があるか否か。(推計事案、本人訴訟)	27~28	1		東京地方38	R7.6.23					
東京	消費税	国(柏税務署長)	ユーチューバーである相手側が行った電気通信利用役務の提供(動画の制作・投稿等)の提供先は、本件国外事業者(国外取引)又は本件国内事業者(国内取引)のいずれであるか。	2/12	1	佐藤松務官 石田美奎官	東京地方2	R7.7.2					